

発熱者等診療・検査医療機関指定要綱

北海道における発熱者等の診療又は検査を行う医療機関の指定について、次のとおり定める。

1. 概要

発熱者等診療・検査医療機関とは、「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」(令和2年9月4日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)に規定する発熱者等の診療又は検査を行う医療機関をいう。

2. 施設要件

- (1) 発熱者等が新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者と接触しないよう、可能な限り動線が分けられていること。
- (2) 必要な検査体制が確保されていること(検査(検体採取)を地域外来・検査センター等に依頼する場合には、連携体制がとれていること)。
- (3) 医療従事者の十分な感染対策を行うなどの適切な感染対策が講じられていること。
- (4) 検査を行う場合には、道又は保健所設置市と行政検査の委託契約を締結すること。
- (5) 自院のかかりつけ患者及び自院に相談のあった患者である発熱者等のみを受け入れる場合は、院内掲示を行う等、発熱等の症状が生じた場合には、電話で相談した上で、自院で診療・検査可能である旨を周知すること。

3. 機能要件

- (1) 予め定める対応時間及び対応する発熱者の範囲で、受診・相談センター、発熱者等電話相談医療機関、発熱者等夜間等相談医療機関から発熱者の診療・検査の受入れ要請があった場合等に、原則速やかに発熱者の診療・検査を受け入れること。
- (2) 自院を受診した発熱者が、新型コロナウイルス感染症であった場合には、速やかに保健所に連絡し、発熱者の状態を伝える等、発熱者の療養先の検討に協力すること。また、自宅療養や自宅での待機を行っている発熱者に対するフォローアップについて、医学的知見に基づいた対応を行うため、可能な範囲で協力すること。

4. 報告事項

- (1) 指定期間中は、新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム(G-MIS)に日々の受診者数や検査数の入力を行うこと。(依頼を受け他の団体が代理入力する方法も差し支えない。)
- (2) 指定期間中は、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)に必要な情報の入力を行うこと。

5. 指定手続き

- (1) 道立保健所管轄医療機関
道からの意向調査等や地域での協議結果を踏まえ指定する。
- (2) その他
札幌市、函館市、旭川市、小樽市からの報告に基づき指定する。
- (3) 道は医療機関を指定したときは、様式1により指定書を交付する。

6. その他

- (1) 道は、地域で新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの流行に備えた相談・診療・検査体制を整備するに当たって必要な情報(※1)を、医師会、保健所設置市、

受診・相談センター、発熱者等電話相談医療機関、発熱者等夜間等相談医療機関と共有する。

- ※1 地域で新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの流行に備えた相談・診療・検査体制を整備するに当たって必要な情報
- ・医療機関名、住所、電話番号、担当部署又は担当者
 - ・その医療機関で診療・検査対象となる発熱者（相談体制を整備した医療機関や受診・相談センターから案内を受けた発熱者を受入れ可能か、自院のかかりつけ発熱者や自院に相談があった発熱者のみを受け入れるか、濃厚接触者等に対する検査も担うか、対応出来る外国語等）
 - ・実施内容（診療と検査いずれも対応可能か、検査方法は何を実施可能か（PCR 検査、抗原定量検査、抗原定性検査、等）
 - ・診療・検査対応時間 等
- (2) 指定された医療機関の名称や診療時間等の情報については、原則、道のホームページに掲載されるものとする。
- (3) 解除にあたっては、医療機関の意向や、インフルエンザ等の発生動向、国の新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、柔軟に対応する。
- (4) 指定した医療機関は、国による支援の対象となる。

以上

様式1（発熱者等診療・検査医療機関指定書）

発熱者等診療・検査医療機関指定書

感染症第 号指令

開設者の氏名

次の医療機関を発熱者等診療・検査医療機関に指定します。

令和 年（ 年） 月 日

北海道知事 鈴木 直道

医療機関の所在地

医療機関の名称

1週間単位の診療・検査対応時間